

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 五〇
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 五〇
- 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 五〇
- 生活保護法により指定を受けた施術者の住所を変更した旨届出があった件 五〇
- 生活保護法により指定を受けた施術者の開設している施術所の所在地を変更した旨届出があった件 五二
- 生活保護法により指定を受けた施術者が事業を廃止した旨届出があった件 五二
- 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 五二
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 五三
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 五三

告 示

福島県告示第五百八十五号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和六年十一月五日

福島県知事 内堀 雅 雄

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-----------|------------------|-----------|
| ノート薬局 大越店 | 田村市大越町下大越字上田五四番一 | 令和六年十一月一日 |

(社会福祉課)

福島県告示第五百八十六号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和六年十一月五日

福島県知事 内堀 雅 雄

| 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|-------------------|------------------|------------|
| 医療法人緑桜会 緑が丘さくら診療所 | 白河市東深仁井田字道山六番地一〇 | 令和六年七月三十一日 |
| 複合型サービス 東のこみち | 白河市東深仁井田字道山六番地一〇 | 同年八月一四日 |

(社会福祉課)

福島県告示第五百八十七号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるはり師及びきゅう師を次のとおり指定した。

令和六年十一月五日

福島県知事 内堀 雅 雄

| 氏 名 | 住 所 | 施 術 所 名 | 施 術 所 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|------|---------------|----------|-------------------|-----------|
| 宗像 勇 | 田村郡小野町 大字飯豊字一 | 訪問鍼灸ことぶき | 郡山市田村町徳定字 八斗時二六一五 | 令和六年十一月一日 |

孟森一〇五

(社会福祉課)

福島県告示第五百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の施術者から当該施術者の住所を変更した旨届出があった。
令和六年十一月五日

福島県知事 内堀雅雄

| 氏名 | 住 所 | |
|-------|------------------|------------------|
| | 変 更 前 | 変 更 後 |
| 小沼 慎介 | 会津若松市門田町飯寺字村西二六六 | 会津若松市飯寺南四丁目一番二七号 |

(社会福祉課)

福島県告示第五百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の施術者から当該施術者の開設している施術所の所在地を変更した旨届出があった。
令和六年十一月五日

福島県知事 内堀雅雄

| 氏名 | 住 所 | 名 称 | 所 在 地 | |
|-------|------------------|--------|------------------|------------------|
| | | | 変 更 前 | 変 更 後 |
| 小沼 慎介 | 会津若松市飯寺南四丁目一番二七号 | おぬま治療院 | 会津若松市門田町飯寺字村西二六六 | 会津若松市飯寺南四丁目一番二七号 |

(社会福祉課)

福島県告示第五百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の施術者から当該施術者の事業を廃止した旨届出があった。
令和六年十一月五日

福島県知事 内堀雅雄

| 氏名 | 住 所 | 施 術 所 名 | 施 術 所 の 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|-------|--------------|----------|-------------------|-----------|
| 木村 直人 | 本宮市白岩字桑内三二一八 | 訪問鍼灸ことぶき | 郡山市田村町徳定字八斗蒔二六一五日 | 令和六年六月八日 |

(社会福祉課)

福島県告示第五百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。
令和六年十一月五日

福島県知事 内堀雅雄

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|--------------------|------------------|----------|------------------|------------|--|
| 医療法人 緑桜会 緑が丘さくら診療所 | 白河市東深仁井田字道山六番地一〇 | 医療法人 緑桜会 | 白河市東深仁井田字道山六番地一〇 | 令和六年七月三十一日 | 訪問看護 介護予 防訪問看護 訪問看護 リハビリ テーション 予防訪問 リハビリ |

| | | | | | |
|--------------------------|------------------------------|-------------|--------------------------|---------|--|
| デイサー ビス東 のいずみ | 白河市東 深仁井田 字道山六 番地一〇 | 医療法人 緑桜会 | 白河市東深仁井 田字道山六番地 一〇 | 同月三〇日 | 通所介護 介護予 防護所介 護 |
| グループ ホーム東 の広場 | 白河市東 釜子字枇 杷山六六 番地五 | 医療法人 緑桜会 | 白河市東深仁井 田字道山六番地 一〇 | 同年八月一四日 | 認知症対 応型共同 生活介護 介護予 防護知症 対応型共 同生活介 護 |
| 複合型 サービス 東のこみ ち | 白河市東 深仁井田 字道山六 番地一〇 | 医療法人 緑桜会 | 白河市東深仁井 田字道山六番地 一〇 | 同日 | 複合型 サービス |

(社会福祉課)

福島県告示第五百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年十一月五日から同年十二月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十一月五日

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事 内堀雅雄

- 二 サンデーいわき泉店 福島県いわき市泉町下川字薬師前七十九番地一ほか四十筆
法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

公 告

公告第二百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和六年十一月五日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
飯館村土地改良区

退任した役員

役別 氏名

監事 伊東 利

同 末永 瑞夫

同 菅野 智

同 菅野 智

就任した役員

役別 氏名

監事 伊東 利

同 末永 瑞夫

同 菅野 智

同 菅野 智

住所

相馬郡飯館村関沢字大橋一一五番地

同 郡同 村深谷字深谷一〇〇番地

同 郡同 村草野字大北九五番地

住所

相馬郡飯館村関沢字大橋一一五番地

同 郡同 村深谷字深谷一〇〇番地

同 郡同 村草野字大北九五番地

(農村計画課)